

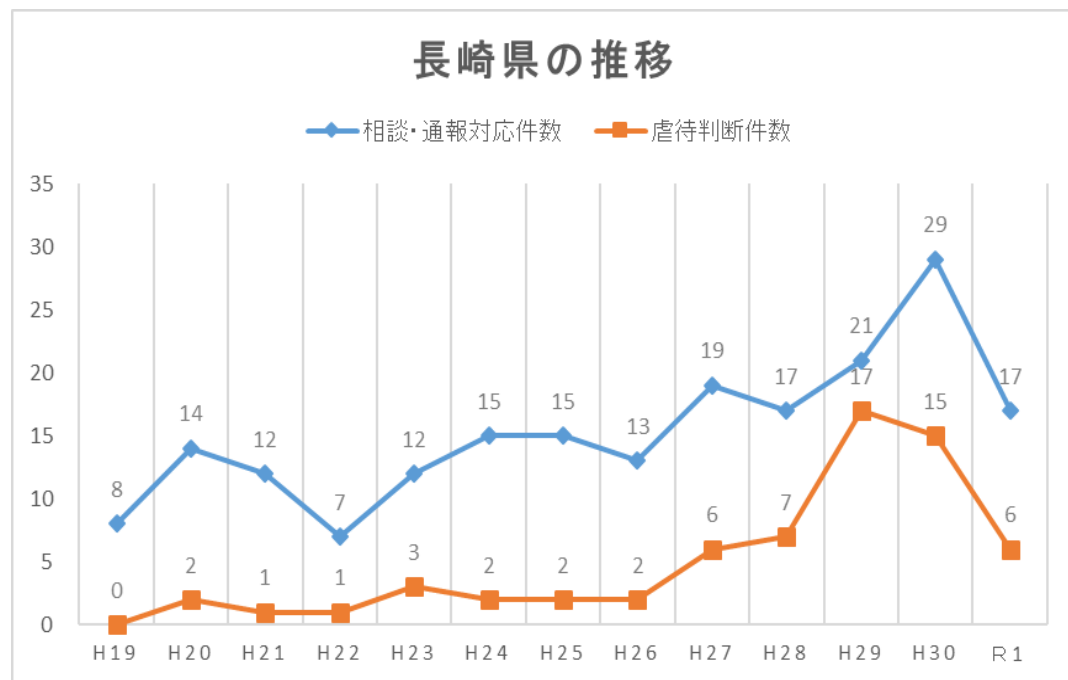
長崎県高齢者権利擁護等推進事業



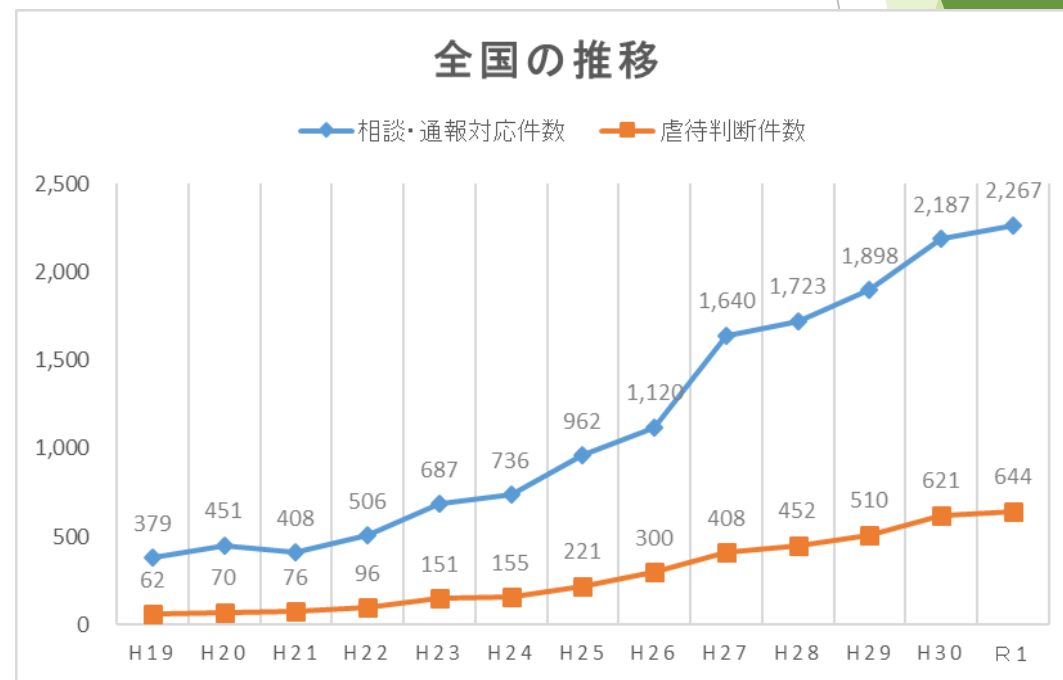
『長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修について』

令和元年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果

養介護施設従事者等による高齢者虐待 長崎県の推移



養介護施設従事者等による高齢者虐待 全国の推移



指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行【令和3年4月1日】

【抜粋】

全介護サービス事業所を対象に、虐待の防止のために虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待への迅速かつ適切な対応等、次に掲げる事項を実施するよう義務づけられた。当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）

- イ) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ) 虐待等について、従業者が相談、報告できる体制整備に関すること
- ホ) 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト) 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行【令和3年4月1日】

2. 虐待の防止のための指針

- イ) 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ) 虐待の防止のための職員研修に関する基本指針
- ニ) 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ) 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ) 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト) 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ) その他虐待防止の推進のために必要な事項

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行【令和3年4月1日】

3. 虐待の防止のための従業者に対する研修

虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものである。指針に基づく研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。（研修の実施は内容についても記録する必要がある）

4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者

1～3までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。

当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修事業実施要綱 の一部改正について

研修対象施設・事業所

(1) 居宅サービス事業所

居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（訪問リハビリテーションを含む。）、居宅療養管理指導を行う事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売事業所

(2) 地域密着型サービス事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護を含む。）、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所

(3) 施設サービス及び老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

高齢者権利擁護推進員養成研修

国の権利擁護推進員養成研修の 標準カリキュラムに準拠

長崎県独自の研修

I 基礎課程 (R3年度～) (1日間×年2回)

【目的】

居宅サービス事業所、介護保険施設等の従事者として必要な高齢者虐待防止法の基本的理解、身体拘束に関する基礎的知識等を習得する。

【対象者】

居宅サービス事業所等の従業者

介護施設等の従事者

(実務経験が3年未満の新任職員を優先)

【時間】

講義・演習 5時間 (1日間)

【開催地区】

8圏域を年2回、4年ごとに巡回

R3 壱岐・長崎

R4 佐世保・上五島

R5 県南・対馬

II 実践課程 (R4年度～) (前半2日間、後半1日間×年1回)

【目的】

R4年度から、居宅サービス事業所、介護施設等の指導的立場にある者として、専門知識と実践技術を習得し、自施設で実践する。

【対象者】

基礎課程修了者及び26年度以降の県主催の同研修受講者で、介護施設等で指導的立場にある者

【時間】

講義・演習 12時間 (6時間×2日間)

※R4年度からは、1日目は、合同研修(施設・在宅)2日目の、計画作成等は分科会研修(施設・在宅)

施設内実習 (60日間)、在宅実習 (60日間)

報告会(施設・在宅) (4時間×各1日間)

【開催地区】

長崎・佐世保・県央 (年1回、3年ごとに巡回)

R3 長崎 R4 佐世保 R5 県央

III 管理者課程 (R3年度～) (1日間×年1回)

【目的】

居宅サービス事業所、介護施設等の経営者、管理者として、権利擁護に関する法的知識等を理解し、介護の質の向上に取り組む責任者の意識向上を図る。

【対象者】

居宅サービス事業所等の経営者、管理者

介護施設等の経営者、管理者等

【時間】

講義・演習 3時間

【開催地区】

長崎・佐世保・県央 (年1回、3年ごとに巡回)

R3 県央 R4 長崎 R5 佐世保

長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修

(1) 基礎課程

ア 目的

権利擁護の理念を再確認し、権利擁護の視点に立った介護の基本的な考え方、高齢者との関わり方を修得することを目的とします。

イ 日数・実施回数

(講義・演習) 1日間、年2回

ウ 対象者

次のいずれかに該当する方

- ① 介護施設等において介護に従事する方で、介護の実務経験が概ね3年未満の方
- ② 平成26年度以降、県が実施した「権利擁護推進員（または身体拘束廃止推進員）養成研修」を受講していない方

【基礎課程】 事前課題「介護現場あるある」 ～私の考える不適切ケア～

食事場面

- ・ **自分で食事ができるのに時間短縮のために食事介助を行う（16）**
- ・ 食べたくない（飲みたくない）と言っているのに「あともう一口、頑張って」と無理やり食べさせる（7）
- ・ 介護者ペース（早いペース）での食事提供（6）
- ・ 薬を吐き出してしまう利用者のため、食事に混ぜて提供する（5）

排泄場面

- ・ **大きな声での利用者や職員に対する排泄確認（「トイレ行った？」、「便出た？」、「おしっこ出てました！」）（24）**
- ・ 見守りと称して、ドア（カーテン）を開けたままの排泄介助（14）
- ・ 「トイレに行きたい」と訴えのある利用者に対して、
「さっき行ったけんね」、「もう少ししてからね」とトイレを待ってもらう。（12）
「大丈夫ですよ。おむつにしても」と言いトイレに連れて行かない（6）

入浴場面

- ・ **利用者を不潔な状態のまま放置する（衣類、目やに、髪、爪、車椅子、ベッド周り）（12）**
- ・ 風呂に入りたくない利用者を強引に入浴させる（6）
- ・ 利用者の希望を聞かずに職員で着替える服を決めてしまう（2）

移動、移乗などの介助場面

- ・ **無言で声掛けなし（説明も同意もない）に（移動、移乗、車いす、離床の）介助を行う（21）**
- ・ 車いすに移乗し、長時間放置する（除圧をしない又は車いすに座らせていることを忘れる）（5）
- ・ 車いすの移動スピードが速い（3）

【基礎課程】 事前課題「介護現場あるある」 ～私の考える不適切ケア～

コミュニケーション場面（声かけ等）

- ・威圧的な言葉や態度「何？」、「わかったって!」、「はっ?」、「さっきも言ったよ（聞いたよ）」等（33）
- ・あだな「〇〇ちゃん」や苗字以外の名前と呼ぶ（※おじいちゃん等呼んでいた内訳11名）（29）
- ・「ちょっと待ってください」（27）
- ・馴れ馴れしい態度、友達のような態度や言葉遣い（タメ口）で話をする（16）
- ・ナースコールが鳴ってもすぐに行かない。しばらくしてから向かう（13）
- ・挨拶（ノック）もしないで無言で居室の出入りをする（12）

その他

- ・【業務優先】利用者に声をかけられても介護者ペース（業務優先）での介助（12）
- ・【個人情報の漏洩行為】利用者の個人情報を人目に触れるところに置く（大きい声で話す等）（6）
- ・【職員同士の私的な雑談】利用者に関係のない私語に夢中で利用者を見ていない（6）
- ・【過剰介護】時間短縮のため利用者が出来ることも全て職員がしてしまう（4）
- ・【過少介護】人材不足（忙しい）を理由に離床を行わない（3）

※ 上記、事前課題「介護現場あるある」～私の考える不適切ケア～のまとめは、令和元年度長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修（基礎課程）県南（島原市）・対馬市における事前課題で回答が多かったものの一部になります。

長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修

(2) 実践課程

ア 目的

専門知識と実践技術を修得し、施設の権利擁護に関する研修等を計画し、指導者として活動できる人材を育成することを目的とします。

イ 日数・実施回数

(講義・演習) 2日間、(自施設実習) 60日間、(報告会) 1日間、年1回

ウ 対象者

次のいずれかに該当する方で、所属の介護施設等において、指導的立場から権利擁護を推進することができる方

① (1)の基礎課程修了者

② 平成26年度以降、県が実施した「権利擁護推進員（または身体拘束廃止推進員）養成研修」修了者

エ 実践課程修了者

厚生労働省の定める「権利擁護推進員養成研修（平成29年3月31日付老発0331第19号）」と同等の研修を修了したものとします。

【実践課程】 事前課題「自施設振り返り チェックシート」

I あなたがいる施設のケア（食事・排泄・入浴・移動・対話）について振り返ってみましょう。

1. 食事の場面について

| 内 容 | チェック欄 |
|--|--------------------------|
| 1「早く食べて」「ちゃんと食べて」など言って食事を勧めている。 | <input type="checkbox"/> |
| 2自分で食事ができるのに、利用者のペースが待てず、職員が途中で介助している。 | <input type="checkbox"/> |
| 3利用者の食事介助を立ったまま行っている。 | <input type="checkbox"/> |
| 4食べている人がいるのに、テーブルを拭くなど後片付けをはじめめる。 | <input type="checkbox"/> |
| 5利用者の食事介助中に、職員同士で排泄介護の話をする。 | <input type="checkbox"/> |

2. 排泄の場面について

| 内 容 | チェック欄 |
|---|--------------------------|
| 9転倒の危険性がある利用者に対して、トイレのドアを開けたまま排泄介助をしている。 | <input type="checkbox"/> |
| 10トイレ対応ができる利用者にもオムツ対応をしている。 | <input type="checkbox"/> |
| 11「オムツを替えましょう」「便が出ている」など、他の利用者にも聞こえる声で言う。 | <input type="checkbox"/> |
| 12時間を空けずトイレに行きたいという利用者「さっきも行きましたよ」と言う。 | <input type="checkbox"/> |
| 13排泄介助の際、「汚い」「臭い」など、本人に聞こえるように言う。 | <input type="checkbox"/> |

【実践課程】 事前課題「自施設振り返り チェックシート」

| 3. 入浴の場面について | | | | | | | |
|--------------|---|--|--|--|--|--|--------------------------|
| 内 容 | | | | | | | チェック欄 |
| 17 | 利用者が「入浴したくない」と言っても、入浴日だからと説得をしている。 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 18 | 衣類の選択、更衣、洗身など、利用者ができることでも職員が介助している。 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 19 | 爪きり、目やに除去、整髪など、利用者の身だしなみ介助が行えていない。 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 20 | 人前で着替えさせたり、入浴時にタオルを掛けるなどの配慮に欠けることがある。 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 21 | 脱衣、洗身、着衣を職員が流れ作業のように業務分担で行っている。 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| | | | | | | | |
| 4. 移動の場面について | | | | | | | |
| 内 容 | | | | | | | チェック欄 |
| 25 | 転倒リスクのある利用者が立ち上がろうとすると、「待って」「座って」と言ってしまう。 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 26 | 声かけ（説明・同意）や目も合わさず、車椅子で目的の場所に移動し、次の業務に入る。 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 27 | 歩き回ることの多い利用者に対し、自分では立ち上がれないよう、低床ソファーに座らせたり、テーブルに車椅子をつけて座らせたりしている。 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 28 | 利用者のペースに合わせず、車椅子を速く押したり、歩行できる人の車椅子移動、立位に時間がかかる人を抱えて移乗するなど行っている。 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 29 | 利用者の意思を確認せず、長時間、車椅子に座らせている。 | | | | | | <input type="checkbox"/> |

【実践課程】 事前課題「自施設振り返り チェックシート」

5. 対話の場面について

| 内 容 | チェック欄 |
|----------------------------------|--------------------------|
| 33居室に入室する際、ノックや声かけをしていない。 | <input type="checkbox"/> |
| 34親しみを込めて、利用者を愛称（ちゃん付け等）で呼んでいる。 | <input type="checkbox"/> |
| 35利用者に馴れ馴れしい話し方、対応をしている。 | <input type="checkbox"/> |
| 36利用者に向かって、遠くから大声で指示をしている。 | <input type="checkbox"/> |
| 37ナースコールが鳴っても直ぐに行かない。または無視をしている。 | <input type="checkbox"/> |

※ 上記、実践課程の事前課題「自施設振り返り チェックシート」の『I. あなたがいる施設のケア（食事・排泄・入浴・移動・対話）について振り返り』の全25項目の内容は、平成25年度から平成30年度までに長崎県が実施した「権利擁護推進員養成研修（基礎課程）又は、身体拘束廃止推進養成研修」において提出があった事前課題「介護現場あるある」～私の考える不適切ケア～から回答いただいた内容を項目別に上位5つをまとめたものです。

【実践課程】 事前課題「自施設振り返り チェックシート」

Ⅱ ケアの背景にある組織体制について振り返ってみましょう。

| 内 容 | チェック欄 |
|--|--------------------------|
| 1 介護理念や組織全体の方針がない。または理念を共有するための具体策がない。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 責任や役割が不明確、必要な組織がない。または形骸化している | <input type="checkbox"/> |
| 3 情報公開に消極的、家族と連携する姿勢がない。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 リーダーの役割が不明確である。介護単位があいまい、または広すぎる。 | <input type="checkbox"/> |
| 5 情報共有の仕組みや意思決定の仕組みがない。 | <input type="checkbox"/> |
| 6 異なる職種間の連携がない。または年齢や採用条件による壁がある。 | <input type="checkbox"/> |
| 7 認知症の知識がなく、行動・心理症状（BPSD）への対応がその場しのぎである。 | <input type="checkbox"/> |
| 8 アセスメントやケアプランが実際のケアと連動していない。 | <input type="checkbox"/> |
| 9 ケアに関して学習する機会がなく、アセスメントとその活用方法の知識がない。 | <input type="checkbox"/> |
| 10 安易な身体拘束や一斉介護・流れ作業など“非”利用者本位である。 | <input type="checkbox"/> |
| 11 職業倫理の薄れ、介護理念が共有されていない。 | <input type="checkbox"/> |
| 12 高齢者虐待防止法、その他必要な法令を知らない。 | <input type="checkbox"/> |
| 13 人手不足や業務の多忙さ、夜勤時の負担が大きい。 | <input type="checkbox"/> |
| 14 負担の多さからくるストレスや職場内の人間関係に問題がある。 | <input type="checkbox"/> |
| 15 見て見ぬふり、安易な身体拘束の容認、連絡の不徹底がある。 | <input type="checkbox"/> |

※上記は、山梨県高齢者権利擁護等推進部会「高齢者の思いに寄り添うケアを推進するための手引き（平成27年6月）」を参考にしました

長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修

(3) 管理者課程

ア 目的

介護施設等の経営者、管理者として、権利擁護とリスクマネジメントのあり方を理解し、組織全体で権利擁護に取り組み、介護サービスの質を向上させることを目的とします。

イ 日数・実施回数

(講義等) 1日間、年1回

ウ 対象者

介護施設等の経営者、管理者（施設長等）及び事務局長、またはこれらの者を代理・補助する方

(注) 県が実施した「権利擁護推進員（または身体拘束廃止推進員）養成研修」の受講の有無は問いません。

【管理者課程】 事前アンケート

1. 職員が働きやすい環境にするため、現在取り組んでいることを教えてください。

| | 集計 | 割合 |
|--|----|-------|
| 給与体系やキャリアパス制度等を整備し、昇給・昇格の公平性、透明性を確保している。（給与規則やキャリアアップの仕組みを記載した文書等を職員に開示している等） | 39 | 69.6% |
| 年次有給休暇を半日単位、時間単位で取得できる制度があり、過去1年間において職員が取得した実績がある。 | 42 | 75.0% |
| メンタルヘルスやパワーハラスメント等を相談できる体制を整えている。（全職員を対象に、年1回以上、面談を行っている等） | 42 | 75.0% |
| 職員と担当業務等のマッチングのため、年1回以上、職員の希望等を確認している。（担当業務、勤務体制に関する変更希望の有無の確認等） | 26 | 46.4% |
| 職員の経験年数（キャリア）に合わせた研修を計画し、実施している。（新任研修・中堅研修・管理職研修等） | 33 | 58.9% |
| 中間管理職（現場監督者）の管理業務マニュアルを作成し、実際に運用している。 | 5 | 8.9% |
| 現場の状況を把握し、職員に負担のかかる業務を個別にアセスメントして、負担軽減を図っている。（介護機器の適切な使用方法等を職員に指導したうえで使用している等） | 25 | 44.6% |
| 利用者の権利擁護の方針を明確に宣言し、全従業員に周知徹底している。 | 28 | 50.0% |
| 不適切なケアについて、具体的な指標を示している。 | 36 | 64.3% |

【管理者課程】 事前アンケート

2. 虐待防止や身体拘束廃止の取り組みの上で最も困っていること。

| | | |
|-----------------------|----|--------|
| ①知識や技術を向上させる機会の確保 | 5 | 8.9% |
| ②職員の知識・経験・介護技術等の違い | 27 | 48.2% |
| ③認知症の方に対するケア | 9 | 16.1% |
| ④身体拘束廃止に対する家族の理解 | 3 | 5.4% |
| ⑤虐待や身体拘束にあたるかどうかの判断基準 | 8 | 14.3% |
| ⑥特になし | 3 | 5.4% |
| ⑦その他(人材不足) | 1 | 1.8% |
| 合計 | 56 | 100.0% |

※上記は、令和元年度長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修（管理者課程）事前アンケートを取りまとめたものです。
（令和2年2月3日現在）

高齢者虐待防止・権利擁護に関する研修等参考

- 【1】 「高齢者虐待防止教育関連」 認知症介護情報ネットワーク（DCネット）
<http://www.dcnet.gr.jp/support/study/>
- 【2】 ひもときネット（ひもときシート一式）
<http://www.dcnet.gr.jp/retrieve/>
- 【3】 「ストレスケアブック」 山形県福祉人材センター
https://www.ymgt-shakyo.or.jp/jinzai/book/stresscare/_SWF_Window.html
- 【4】 「高齢者の思いに寄り添うケアを推進するための手引き」
山梨県高齢者権利擁護等推進部会（平成27年6月）
- 【5】 「アンガーマネジメント」「リスクマネジメント」等の研修会の開催事業
（公財）介護労働安定センター長崎支部
- 【6】 「要介護施設従事者等による高齢者虐待防止研究会」等の研修会の開催事業
一般社団法人 長崎県社会福祉士会

高齢者権利擁護等相談窓口について

- 県では、高齢者虐待防止対策として、高齢者権利擁護等相談窓口を設置しています。
- 高齢者虐待対応に関する相談や高齢者虐待防止法についての疑問や相談に対する相談窓口として、『高齢者権利擁護相談窓口』へお気軽にご相談ください。

専用電話 095-895-2438

【受付時間】9:00~17:45（但し、土、日、祝日及び年末年始を除く。）

【相談員】相談員（1名）

【実施内容】電話相談・面談

<問合せ先> 高齢者権利擁護等相談窓口

（長崎市尾上町3-1 長崎県福祉保健部長寿社会課内）